

○久米島町景観形成助成金交付要綱

平成25年 6 月27日

告示第35号

(目的)

第1条 この告示は、久米島町景観条例(平成24年久米島町条例第18号。以下「条例」という。)第5条第1項により町民が行う良好な景観形成に対し予算の範囲内で助成することに関し、久米島町補助金等交付規則(平成14年久米島町規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付の対象)

第2条 久米島町景観形成助成金(以下「助成金」という。)の交付対象は、条例第8条により指定した景観形成重点地区及び条例第9条により指定した準景観地区内において、町民が行う景観形成を図るための措置(以下「景観形成措置」という。)や条例第22条で登録した景観づくり活動団体が行う景観形成活動(以下「景観形成活動」という。)で町長が認めたものとする。

(助成金交付の要件)

第3条 助成金交付の対象は、次の各号とする。

- (1) 屋根の改修等については、琉球瓦の全面葺き替え
- (2) 建物の新・増・改築については、建築基準法の建築確認を受けた琉球瓦葺き
- (3) 建築基準法による道路に面する部分の生け垣の設置
- (4) 建築基準法による道路(建築基準法第42条第2項の道路の場合は敷地境界から後退して積んだ石積み)に面する部分の石垣の設置。又は、植栽或いは生け垣のため後退した部分への石垣の設置
- (5) その他景観形成に特に必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、助成金を交付しない。

- (1) 助成金の申請年度内において前項に掲げる工事を完了することができない者
- (2) 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)及び同一世帯の者が町税及び国民健康保険税その他公共料金の滞納者である場合

(琉球瓦の助成対象基準)

第4条 琉球瓦とは赤瓦で次の各号のいずれかとする。

- (1) 在来の女瓦の上に男瓦を載せ、その継ぎ目を漆喰で塗り固めるもの
- (2) 女瓦と男瓦を一体化させたS型瓦

2 琉球瓦の助成対象面積は次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号の建築物の場合は30平方メートル以上
  - (2) 第3条第1項第5号の場合は3平方メートル以上
- (生け垣の助成対象基準)

第5条 生け垣の助成対象基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 植栽樹木の樹高は0.8m以上で、枝張り幅が0.4m以上であること。
- (2) 設置する生け垣の延長は概ね5m以上であること。
- (3) 植栽方法は、1m当たり2本以上で列状に植え込まれていること。
- (4) コンクリート、ブロック、レンガ、石積み等の囲いの中に生け垣を設置する場合は、その囲いの道路面からの高さは0.6m未満とする。
- (5) 植栽は、周辺の樹木と調和のとれたものであること。

(石垣の助成対象基準)

第6条 石垣の助成対象基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 「練り石積み」、「空石積み」或いは「コンクリート壁への石張り」とする。
- (2) 高さは0.5m以上1.0m以下を助成対象とする。
- (3) 空積みの場合は、石を整形し相互にかみ合うよう積み上げたものとする。
- (4) 石の材質は琉球石灰岩等の県産石とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、別表の区分ごとに定められた対象事業について、その対象となる経費に交付率を乗じた額又は助成限度額のいずれか少ない額以内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(助成金交付申請)

第8条 申請者は、事業の着手前に、景観形成措置助成金交付申請書(様式第1号)及び景観形成活動助成金交付申請書(様式第2号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定通知)

第9条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、助成金交付決定通知書(様式

第3号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 前条の決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかについて計画等の変更又は中止しようとするときは、あらかじめ助成金変更承認申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 申請書の内容に関わること。

(2) 第3条から第7条までに規定する助成金の交付の要件等に関わること。

(3) 決定通知書の条件に抵触するとき。

2 町長は、前項の変更申請書を承認したときは、助成金変更承認決定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、事業を完了した日から30日以内又は当該年度の2月末のいずれか早い日までに、景観形成措置実績報告書(様式第6号)及び景観形成活動実績報告書(様式第7号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第8号。以下「確定通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第13条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。ただし景観形成活動の助成金は第9条の決定通知書を受けた後請求をすることができる。

2 助成金の交付は口座振込によるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第14条 町長は、この助成事業の交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、助成金が既に交付されているときは、町長は、期限を定め、交付決定者にその全部又は一部の返

還を命じることができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付の日から起算して10年以内に、助成の対象となった事業、建物、その他の工作物を撤去したとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、助成金交付取消通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表(第7条関係)

(単位：万円)

区分		対象事業	交付率	助成限度額	備考
景観形成措置	景観形成重点地区、準景観地区	屋根の改修等 (新增築の別を問わない。)	経費の2/3	200	
		生け垣・石垣等	〃	50	
		その他	〃	50	
景観形成活動		景観形成に寄与する活動	1団体につき定額	20	

年 月 日

久米島町長 様

申請者

郵便番号 〒

住 所

氏 名

㊞

電話番号

景 観 形 成 措 置 助 成 金 交 付 申 請 書

久米島町景観形成助成金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業費 : 円
- 2 助成金交付申請額 : 円  
(助成対象事業費の3分の2以内)
- 3 添付資料
- ①計画概要書：別添（付表）
  - ②改修等の実施箇所、内容が確認できる図面等
  - ③改修等工事の見積書又は契約書の写し
  - ④施工前の現場写真（外観、施工箇所各所）
  - ⑤位置図
  - ⑥世帯員全員の住民票（下記同意があれば添付不要）
  - ⑦世帯全員の町税等を滞納していない証明（下記同意があれば添付不要）

【同意事項】

この助成金交付申請の審査のため、町が私と同一世帯の者の住民基本台帳、町税及び国民健康保険税その他公共料金について確認することに同意します。

年 月 日 氏 名

㊞

(付表)

計 画 概 要 書

1 収支予算書

歳入	金額	歳出	金額
町助成金	円	工事費	円
自己負担額	円		
計			

2 事業計画書

(該当するものを○で囲む)

事業実施場所	久米島町字
行為の種類	1. 屋根の改修等    2. 建物の新・増・改築等    3. 生け垣 4. 石積み    5. 石張り    6. その他
行為の内容	記入例：本瓦葺き全面葺き替え $30\text{ m}^2 \times (\text{単価：}50,000\text{ 円}) = 1,500,000\text{ 円}$ 生け垣(フキ) $10\text{ m} \times (\text{単価：}10,000\text{ 円}) = 100,000\text{ 円}$
実施期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日

3 設計者

4 施工者

設計事務所名		施工業者名	
所在地		所在地	
氏名		氏名	
電話番号		電話番号	

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

久米島町長 様

申請者

郵便番号 〒

住 所

氏 名

印

(団体及び代表者)

電話番号

景 観 形 成 活 動 助 成 金 交 付 申 請 書

久米島町景観形成助成金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 : 円
- 2 事業実施予定期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 添付資料

①助成事業計画書、収支予算書：別紙

(別紙)

助 成 事 業 計 画 書

団 体 名			担 当 者	電話番号 FAX.e-mail
	月	日	事業の内容	
実 施 予 定 事 業				

収 支 予 算 書

収入 (単位：円)

区分	予算額	備考
町助成金		
合計		

支出 (単位：円)

区分	予算額	備考
合計		

注) 備考欄には、各区分の算出基礎を記入すること。

久米島町指令第 号  
年 月 日

様

久米島町長 ⑩

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった助成金については、審査の結果下記のとおり決定しましたので、久米島町景観形成助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 助成金決定額 金 円

2 助成金交付の条件

- (1) この補助金は、久米島町補助金等交付規則（平成14年久米島町規則第40号）及び久米島町景観形成助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに町長の承認を受けなければなりません。
  - ア 申請書の内容に関わる変更をするとき。
  - イ 久米島町景観形成助成金交付要綱第3条から第7条までに規定する補助金の交付の要件等に関わる変更をするとき。
  - ウ 決定通知書の交付の条件に抵触する変更をするとき。
- (3) 助成事業が完了したときは、速やかに助成金実績報告書に必要書類を添えて提出して下さい。
- (4) 町長が必要であると認めるときは、担当職員に書類等の検査をさせ、又は補助金の執行状況について実地検査をします。
- (5) 久米島町補助金等交付規則及び久米島町景観形成助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。

※景観形成活動の場合

- (6) 食糧費及び人件費などは助成金支給対象経費になりません。

年 月 日

久米島町長 様

申請者

郵便番号 〒

住 所

氏 名

Ⓜ

(団体及び代表者)

電話番号

助 成 金 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け久米島町指令第 号で交付決定を受けた助成金について、次のとおりその内容等を変更又は中止したいので、久米島町景観形成助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 助成金申請内容の変更

変更内容等	変更前	変更後
事業費総額	円	円
助成金額	金 円	金 円
変更内容及び 変更理由		
添付資料	(1)変更内容、箇所等が確認できる図面 (2)工事変更見積書(変更がある場合のみ) (3)その他、必要に応じて変更を説明する書類	

2 助成事業の中止

中止の理由	
-------	--

久米島町指令第 号  
年 月 日

様

久米島町長 ⑩

助成金変更承認決定通知書

年 月 日付け久米島町指令第 号で交付決定を受けた助成金については、次のとおり変更を決定したので、久米島町景観形成助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 変更決定額 金 円

2 計画変更の内容

区分	当初計画	変更後

3 条件

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

久米島町長 様

申請者

郵便番号 〒

住 所

氏 名

㊞

電話番号

景 観 形 成 措 置 実 績 報 告 書

年 月 日付け久米島町指令第 号で交付決定を受けた助成金について、次のとおり久米島町景観形成助成金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて、実績報告します。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 助成金交付決定額： 金 円
- 3 その他（別紙）

(別紙)

1 収支決算書

歳入	金額	歳出	金額
町助成金	円	工事費	円
自己負担額	円		
計			

2 事業実績

(該当するものを○で囲む)

事業実施場所	久米島町字
行為の種類	1. 屋根の改修等    2. 建物の新・増・改築等    3. 生け垣 4. 石積み    5. 石張り    6. その他
行為の内容	記入例：本瓦葺き 30 m <sup>2</sup> × (単価：50,000 円) = 1,500,000 円
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

3 その他 (添付書類)

- ①施工実施箇所、平面図など施工内容の分かる図面等
- ②対象工事に係る契約書及び領収書の写し
- ③完成写真 (外観、施工箇所各所)

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

久米島町長 様

申請者

郵便番号 〒

住 所

氏 名

㊞

（団体及び代表者）

電話番号

景 観 形 成 活 動 実 績 報 告 書

年 月 日付け久米島町指令第 号で交付決定を受けた助成金について、次のとおり久米島町景観形成助成金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて、実績報告します。

記

1 助成金交付決定額： 円

2 添付書類

①助成事業報告書、収支決算書：別紙

②活動写真

(別紙)

助 成 事 業 報 告 書

団 体 名			担 当 者	電 話 番 号  FAX・e-mail
	月	日	事 業 の 内 容	
実 施 事 業				

収 支 決 算 書

収入 (単位：円)

区分	決算額	備考
町助成金		
合計		

支出 (単位：円)

区分	決算額	備考
合計		

注) 備考欄には、各区分の算出基礎を記入すること。

様

久米島町長

印

助 成 金 確 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった助成金については、次のとおり確定したので、久米島町景観形成助成金交付要綱第12条により通知します。

記

助成金確定額：金 円

（不交付決定の場合）

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続きについては、下記をご参照ください。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に久米島町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久米島町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

久米島町長 様

請求者

郵便番号 〒

住 所

氏 名

Ⓜ

（団体及び代表者）

電話番号

助 成 金 請 求 書

年 月 日付け久米島町指令第 号により久米島町景観形成助成金の確定通知を受けた  
助成事業について、次のとおり久米島町景観形成助成金交付要綱第13条の規定により請求します。

記

1 事業名

2 請求額 金 円也

口座振込依頼	
銀行名	銀行・農協（ 支店）
預金の種類	当座・普通
口座番号	
名義人	

様式第 10 号 (第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

様

久米島町長

㊟

助 成 金 交 付 取 消 通 知 書

年 月 日付け久米島町指令第 号で通知した久米島町景観形成助成金については、久米島町景観形成助成金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり助成金の取り消しをしたので通知します。

記

1 取り消し額 金 円

2 取り消しの理由

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第11条関係)

様式第8号(第12条関係)

様式第9号(第13条関係)

様式第10号(第14条関係)